

# 12.

## 輸出関連法規

三菱重工グループは、グローバル企業として製品およびサービスを世界中に提供しています。我々は、そうした世界規模の活動の一環として、事業を行っている国において適用される全ての輸出入関連法令および経済制裁措置で定められたことを遵守しなければなりません。

輸出とは、製品、サービス、技術、あるいは情報が外国の相手方へ送付される場合のことを指します。その中には、技術、技術情報、図面やソフトウェアを、外国の相手方に提供する場合も含まれます。また、ファックス、電話、電子メール、口頭による伝達も含まれます。ある法域においては、相手方が外国にいなくとも、外国居住者や外国籍の場合には、「輸出」と見做されることがあります。情報開示が「輸出」に当たるか否か、疑問がある場合には、各部門の輸出管理責任者または法務部門に相談して下さい。



輸出に關与する社員は、特定の許認可が必要であるか否かを判断するため、当該取引に関する事実を全て把握しておくことが必要です。許認可が必要となる、あるいは取引が制限される、ないし制裁措置を受けるのは、その製品が大量破壊兵器の開発や軍用途に転用可能な製品・技術であったり、各種制裁や軍需品の禁輸措置など様々な理由があり得ます。輸出入管理は複雑であり、どのように運用されるかは、個別事案の詳細事実に深く依存していますので、取引の詳細を正しく理解することが何より重要となります。特定の許認可の要否を判断するに当たっては、次の5つの質問を通じ、適切な法令等に照らし合せ、検証する必要があります。



- 何を輸出しているか？（該当項番の確認）
- 誰が受取人か？（需要者、最終需要者の確認）
- 何に使われるのか？（最終用途の確認）
- どこに輸出するのか？（仕向国・仕向地の確認）
- 取引に不審な点、不透明な点はないか？  
（懸念兆候 “Red Flags” 有無の確認）

規制品目・規制技術の輸出、再輸出、あるいは再移転に際しては、輸出許認可および関連規制の条件に完全に合致していることを必ず確認しなければなりません。輸出入に際しては、必要とされる全ての許認可を取得し、それら許認可の要求事項を十分に理解しなければなりません。また、第三者から規制品目・規制技術・規制情報を受け取った場合、社員は付随している許認可の要求事項について十分に確認し、理解しておく必要があります。

貿易統制の各種法令・規制に違反した場合、輸出に関連する各種特典の失効、収監、民事・刑事罰、など、会社および関与した個人の双方にとって深刻な結果をもたらします。

規制対象貨物、規制対象技術および制裁対象国、制裁対象者・団体についての最新情報を把握し、都度確認を行っていかねばなりません。不明点や疑問がある場合は、各部門の輸出管理責任者または法務部門に相談して下さい。

# 13.

## 政治との関係

### 会社の政治活動

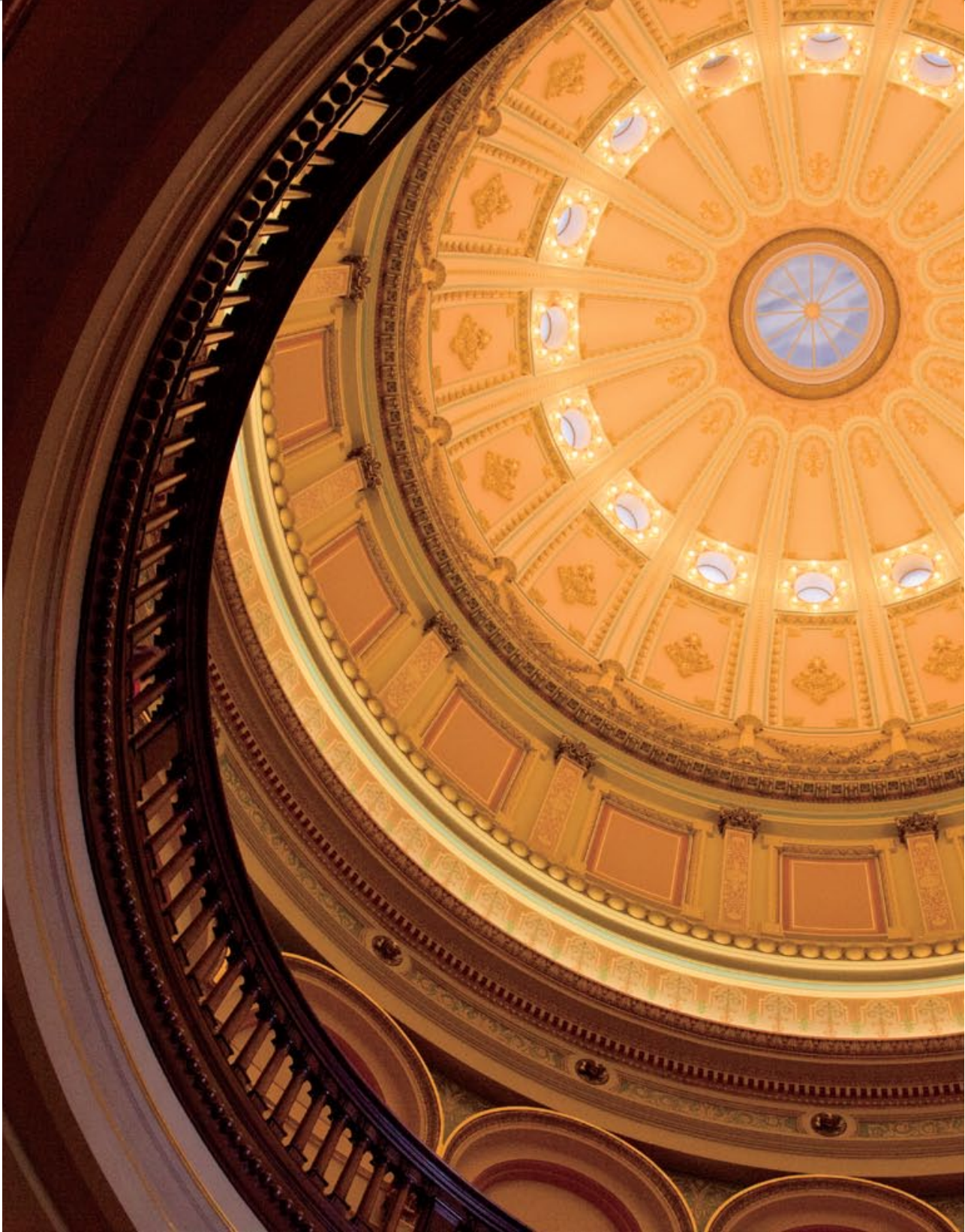
政治団体や公的機関からの招聘により、当社が政府主導の活動に参加し、当社の政治的見解を表明することはあります。しかしながら、多くの国で、公職者やその職員あるいは政党への献金（非金銭的な場合を含む）に関しては、大変厳しい法規制が存在します。社員は、会社のお金やその他の負担を法務部門の事前了解なく、政治的な活動の為に提供したり提案したりしてはいけません。全ての政治献金は、原則として社外に公開することにより、不正の意図を持った贈賄と見做されることを避ける必要があります。

### ロビー活動

多くの国で、会社によるロビー活動は厳しく規制されており、登録制となっている国もあります。ロビー活動は、政府への情報開示が必要とされ、様々な活動がこれに含まれます。以下の活動に携わる場合には、社員はロビー活動を行った、と認定される可能性があります。

- 国会議員、規制当局、国家公務員またはその職員と接触すること
- 政府調達における交渉
- 立法行為あるいは管理行為に影響を与えようとする

ロビー活動と認定される可能性がある業務に関与する場合には、必ず、法務部門の事前同意を得るようにして下さい。



# 14.

## 会社資産の取り扱い

会社資産は、会社の目的を達成するために使用するツールであり、有形・無形の両方がこれに含まれます。会社資産の誤使用や損失は、会社の業績や安定性に損害を与えます。

全ての会社資産は、会社が規定するガイドラインおよび手続きに則り、会社にとって最も有益な形で、正当なビジネスの目的にのみ使用する必要があります。全ての資産は、その損失を防ぐため、必要な保護策を講じなければなりません。





社員は、重要な文書の作成、技術の進歩、新しい発見・発明、当社の技術・製造プロセス・ビジネスプロセス等の改善、等を行った場合、その社員は、速やかに適任の上司および法務部門に連絡の上、その成果物が特許、あるいは他の法的手段によって保護されるべきものであるか否かを判断しなければなりません。また、会社が特許権等を主張する機会を得るよりも前に、知的所有権の登録を自分自身で実施しようとしてはいけません。